

自動車税の納期限が変更になります（町民税務課）

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者または使用者の方に課税されます。本年度は東日本大震災に伴い、納税通知書の送付時期と納期限が次のように変更になります。

送付時期
5月上旬 6月上旬

納期限
5月末日 6月末日
詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ
茨城県筑西市税務事務所
収税第二課
☎0296(24)29190

福祉受給者証の更新について（町民税務課）

現在使用中の福祉受給者証の使用期限は6月30日(木)までとなっております。

新しい受給者証を町民税務課で交付しますので、該当者の方は次のとおり必ず手続きをしてください。（妊産婦・乳幼児の福祉受給者証については、今回更新の必要はありません。）

- ・ 持参するもの
- ・ 現在使用している福祉受給者証
- ・ 健康保険証

- ・ 印鑑
- ・ 障害者手帳交付されている方
- ・ 年金証書（交付されている方）
- ・ 振込み先を変更される方
- ・ 預金通帳（銀行・農協）
- ・ 給付金は口座振込みとなります。

福祉受給者証引き換え日程 (各日午前9時～午後5時)	
6月22日(水)	元栗橋・川妻・小手指堀之内
6月23日(木)	新幸谷・小福田・大福田山王山・山王
6月24日(金)	江川・幸主・両新田冬木・土与部・原宿台

お問い合わせ
町民G（内線300）

介護保険施設利用時の居住費・食費の軽減について（健康福祉課）

介護保険サービスにおいて居住費や食費は在宅の場合と同じように、原則として全額自己負担となりますが、下表のように利用者負担段階の第1段階から第3段階の方は負担が軽減されます。介護保険施設の入所者、ショートステイ利用者において、該当する方は健康福祉課に申請してください。

利用者負担段階	対象者
第1段階	・世帯全員が住民税非課税者であって、老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人
第2段階	・世帯全員が住民税非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人
第3段階	・世帯全員が住民税非課税者であって、第2段階に該当しない人
第4段階	・第1、第2、第3段階のいずれにも該当しない人

お問い合わせ
高齢者支援G（内線238）

介護認定の更新申請を忘れずに（健康福祉課）

介護保険の要支援・要介護認定は有効期間が定められています。有効期間は、介護保険証に記載されておりしますのでご確認ください。

要支援・要介護認定は、この有効期限を過ぎてしまうと無効になります。現在、認定を受けている方は、忘れずに更新申請をしてください。

更新申請は、有効期限が切れる60日前から申請できます。手続き

介護保険被保険者証と更新申請書（更新時期に町から郵

送します。）を健康福祉課に提出してください。施設に入所されている方は、入所施設へご連絡のうえ、手続きをしてください。

お問い合わせ
高齢者支援G（内線239）

平成23年度「わくわく元気づくり」開催のお知らせ（健康福祉課）

健康運動の有資格者の指導により、無理なく継続できる運動を行います。

健康づくり・メタボリックシンドローム解消のために、みんなで楽しく運動をしてみませんか。

日程（全11回）

- 7月7日(木)・21日(木)
 - 8月4日(木)・18日(木)
 - 9月1日(木)・15日(木)・28日(水)
 - 10月13日(木)・27日(木)
 - 11月9日(水)・24日(木)
- 時間は、午前中になります。
対象者 40歳以上の方

実施内容 血圧測定、トレーニング、ウォーキング、健康講話、調理実習等
募集人員 50名

お申し込み期限
6月22日(木)までに保健センターへお申し込みください。

お問い合わせ
保健センター ☎(84)1910

